

事務連絡
令和2年2月28日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

各務原市内の介護サービス施設において
新型コロナウイルス感染者の発生が疑われる若しくは発生した時の対応について

平素より、各務原市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
各務原市内の介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）（以下「介護サービス施設」という。）において新型コロナウイルスの感染者の発生が疑われる時、若しくは発生した時の対応について下記のとおり周知します。

記

1. 新型コロナウイルス感染者の発生が疑われる時

- (1) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦において、体温が37.5度以上又は呼吸器症状が2日以上続いた時は、まずは「岐阜保健所」内に設置されている「帰国者・接触者相談センター」（電話：058-380-3004）に電話連絡して指示を仰いでください。
- (2) 緊急の場合を除き、医療機関への受診を連絡無く直接行うことは控えてください。

2. 新型コロナウイルス感染者発生時における行政機関及び保健所への報告について

- (1) 介護サービス施設において新型コロナウイルスの感染者が発生した時は、各務原市の「食中毒・感染症等対応マニュアル（平成30年6月25日改正）」（以下「市マニュアル」という。）又は「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成31年4月1日制定）」（以下「県マニュアル」という。）に基づき、各務原市介護保険課、岐阜保健所、岐阜地域福祉事務所（岐阜県指定の介護保険サービス事業所のみ）、まで速やかに報告してください。
- (2) 市マニュアル及び県マニュアルにおいては、報告事項として「同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合」等に報告をお願いしていますが、新型コロナウイルス感染症については感染者が1名発生した時点で速やかに報告してください。
- (3) 第一報の報告以降は、最新の状況を毎日報告してください。

参考資料

- ・厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について」内「新型コロナウイルス感染症が疑われる方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#h2_free1

- ・厚労省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

- ・高第1040号岐阜県健康福祉部高齢福祉課長通知

「高齢福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告等について」

※ 岐阜県が指定する介護保険サービス事業所宛に通知されたもの

- ・岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/>

※「その他感染症等」項目の一番下にあります

- ・各務原市「食中毒・感染症等対応マニュアル」

- ・厚生労働省老健局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17915/000499.html>

各務原市健康福祉部介護保険課 施設指導係			
係長	大丸	担当	信田
TEL	058-383-2067 (直通)		
FAX	058-383-6365		
E-mail	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		